消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十五年十月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は同年六月十五日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第八条第四項、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十三条及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（民生委員法施行令の一部改正）

第一条　民生委員法施行令（昭和二十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「各々三人以内」を削る。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第二条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ものとし、その数は十人以内とする」を削り、同項ただし書を削る。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部改正）

第三条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を削る。

（児童手当法施行令の一部改正）

第四条　児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「職員引継一般地方独立行政法人」の下に「、同法第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人」を加え、「及び」を「、同法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及び」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第五条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十四中「第百十五条の四十六第七項」を「第百十五条の四十六第八項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四条（児童手当法施行令第六条第一項の改正規定中「及び」を「、同法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及び」に改める部分に限る。）及び第五条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第五項、第六条の三第五項及び第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土調査法施行令の一部改正）

第一条　国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び第六条第五項」、「国土交通大臣にあつては」及び「、都道府県知事にあつてはその通常用いる公示の方法により」を削る。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条第四項中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第二項中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条を第十六条とし、第十一条から第十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第十条第一号中「公示された」を「定められた」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の見出し中「公示」を「公表」に改め、同条中「公示」を「公表」に、「を記載してしなければならない」を「について行うものとする」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第六号中「第十三条各号」を「第十四条各号」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（国土調査の指定の公表）

第五条　法第六条第五項の規定による公表は、都道府県知事が通常用いる公表の方法により、前条各号に掲げる事項について行うものとする。

別表第二から別表第四までの規定中「第十四条」を「第十五条」に改める。

別表第五中「第二十条」を「第二十一条」に改める。